



秋田県公報

目 次

告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(一〇二一・長寿社会課).....	1
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(一〇二二・長寿社会課).....	6
介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定(一〇二三・長寿社会課).....	7
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(一〇二四・長寿社会課).....	8
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出(一〇二五・長寿社会課).....	13
介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定の辞退(一〇二六・長寿社会課).....	15
一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請(一〇二七・環境整備).....	15

(訪問介護)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七二二二二九七六	仙北市社会福祉協議会角館ヘルパ ーステーション	仙北市角館町小勝間野五十四番地五	社会福祉法人仙北市社会福 祉協議会	平成十七年九月二十日
〇五七二二二二九六八	仙北市社会福祉協議会田沢湖ヘル パーステーション	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後三十九番地	社会福祉法人仙北市社会福 祉協議会	平成十七年九月二十日
〇五七〇三二二三三九五	横手市社会福祉協議会増田福祉セ ンター指定訪問介護事業所	横手市増田町増田字土肥館百七十三番地	社会福祉法人横手市社会福 祉協議会	平成十七年十月一日

告 示

産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請(一〇一八・環境整備)..... 16

大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(一〇一九・商工業振興
課)..... 16

大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(一〇二〇・商工業振興
課)..... 17

道路の供用開始(一〇二一・道路課)..... 18

宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置(一〇二二・建築住宅課)..... 18

教育委員会告示

教育委員会会議の開催(一八・教育長総務課)..... 19

その他..... 19

平成十七年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者..... 19

秋田県告示第千十一号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のと
 おり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条の規定に基づき、公示
 する。

平成十七年十二月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
(訪問入浴介護) 〇五七〇三二二二〇	横手市社会福祉協議会山内福祉センター指定訪問介護事業所	横手市山内土淵字鶴ヶ池三十一番三	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二二九六	横手市社会福祉協議会大森福祉センター指定訪問介護事業所	横手市大森字菅生田二百四十五番地二百六	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二二七〇	横手市社会福祉協議会大森福祉センター指定訪問介護事業所	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百六	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二二九九	横手市社会福祉協議会雄物川福祉センター指定訪問介護事業所	横手市雄物川町今宿字鳴田百五十番地	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二二八九	横手市社会福祉協議会平鹿福祉センター指定訪問介護事業所	横手市平鹿町浅舞字蔭沼二百八十九番地	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二二四八	横手市社会福祉協議会横手福祉センター指定訪問介護事業所	横手市四日町三番二十三号	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二〇九七	象潟ホームヘルプ事業所	にかほ市象潟町字浜山百二十一番地二	社会福祉法人にかほ市社会福祉協議会	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二〇八九	にかほホームヘルプ事業所	にかほ市平沢字八森三十一番地一 総合福祉交流センター	社会福祉法人にかほ市社会福祉協議会	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二〇七一	金浦ホームヘルプ事業所	にかほ市金浦字金浦三百二十一番地一	社会福祉法人にかほ市社会福祉協議会	平成十七年十月一日

		(通所介護)					
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日	介護保険事業者番号	名 称	所 在 地
〇五七〇三二二九九二	仙北市社会福祉協議会西木訪問入浴ステーション	仙北市西木町松木内字高屋百十番一	社会福祉法人仙北市社会福祉協議会	平成十七年九月二十日	〇五七〇三二二九八四	仙北市社会福祉協議会角館訪問入浴ステーション	仙北市角館町小勝間野五十四番地五
〇五七〇三二二九六一	横手市社会福祉協議会十文字福祉センター指定訪問入浴介護事業所	横手市十文字町梨木字御休ノ上二十九番地	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年十月一日	〇五七〇三二二三三八	横手市社会福祉協議会山内福祉センター指定訪問入浴介護事業所	横手市山内土淵字鶴ヶ池三十一番三
〇五七〇三二二三二四七	横手市社会福祉協議会雄物川福祉センター指定訪問入浴介護事業所	横手市雄物川町今宿字鳴田百五十番地	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年十月一日	〇五七〇三二二三一九七	横手市社会福祉協議会平鹿福祉センター指定訪問入浴介護事業所	横手市平鹿町浅舞字蔭沼二百八十九番地
〇五七〇三二二三二五五	横手市社会福祉協議会横手福祉センター指定訪問入浴介護事業所	横手市四日町三番二十三号	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年十月一日	〇五七〇三二二三一一三	象潟訪問入浴介護事業所	にかほ市象潟町字浜山百二十一番地二
〇五七二二二三〇一六	仙北市田沢湖デイサービスセンター	仙北市田沢湖神代字野中清水二百九十二番地一	仙北市	平成十七年九月二十日	〇五七二二二三〇〇八	仙北市社会福祉協議会田町デイサービスセンター	仙北市角館町田町上丁三十五番地一
			社会福祉法人仙北市社会福祉協議会	平成十七年九月二十日			

(通所リハビリテーション)	〇五七〇三二三四七八	横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑 老人デイサービスセンター	横手市山内土淵字鶴ヶ池三十一番の三	横手市	平成十七年十月一日
	〇五七〇三二三四五二	横手市大森町指定通所介護事業所	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百十四	横手市	平成十七年十月一日
	〇五七〇三二三四一	横手市デイサービスセンターシル バードームいきいきの郷	横手市増田町増田字七日町百七十七番地	横手市	平成十七年十月一日
	〇五七〇三二三四七九	横手市社会福祉協議会十文字福祉 センター指定通所介護事業所	横手市十文字町梨木字御休ノ上二十九番地	社会福祉法人横手市社会福 祉協議会	平成十七年十月一日
	〇五七〇三二三四二二	横手市社会福祉協議会大雄福祉セ ンター指定通所介護事業所	横手市大雄字大関三百十番地	社会福祉法人横手市社会福 祉協議会	平成十七年十月一日
	〇五七〇三二三四二六二	横手市社会福祉協議会雄風荘指定 通所介護事業所	横手市雄物川町今宿字末館四十七番地一	社会福祉法人横手市社会福 祉協議会	平成十七年十月一日
	〇五七〇三二三四〇五	横手市社会福祉協議会平寿苑指定 通所介護事業所	横手市平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	社会福祉法人横手市社会福 祉協議会	平成十七年十月一日
	〇五七〇三二三四一七	横手市社会福祉協議会横手福祉セ ンター指定通所介護事業所	横手市横手町字一ノ口百二番地	社会福祉法人横手市社会福 祉協議会	平成十七年十月一日
	〇五七一一三三一一〇五	にかほ市デイサービスセンター	にかほ市平沢字八森三十一番地一 総合福祉交流セ ンター	社会福祉法人にかほ市社会 福祉協議会	平成十七年十月一日
	〇五五二二八〇〇一九	仙北市介護老人保健施設にしき園	仙北市西木町門屋字屋敷田百番地	仙北市	平成十七年九月二十日

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七〇三二二二〇二二	横手市社会福祉協議会平寿苑指定短期入所生活介護事業所	横手市平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二二〇二二	横手市短期入所施設シルバードー ムいきいきの郷	横手市増田町増田字七日町百七十七番地	横手市	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二二〇二二	横手市特別養護老人ホーム白寿園 指定短期入所生活介護事業所	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二十七	横手市	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二二〇二二	横手市特別養護老人ホーム雄水苑	横手市雄物川町今宿字末館五十番地	横手市	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二二〇二二	横手市特別養護老人ホーム憩寿園 老人短期入所施設	横手市十文字町梨木字御休ノ上百八番地	横手市	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二二〇二二	横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑 老人短期入所施設	横手市山内土淵字鶴ヶ池三十一番の三	横手市	平成十七年十月一日
〇五七二二二二〇二二	仙北市田沢湖短期入所生活介護事業所	仙北市田沢湖生保内字下高野七十二番地七十三	仙北市	平成十七年九月二十日
〇五七二二二二〇二二	仙北市かくのだて桜苑短期入所生活介護事業所	仙北市角館町菅沢十五の一	仙北市	平成十七年九月二十日
〇五五〇三八〇〇二六	横手市介護老人保健施設老健おもり	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百七	横手市	平成十七年十月一日

〇五五二二八〇〇一九	仙北市介護老人保健施設にしき園	仙北市西木町門屋字屋敷田百番地	仙北市	平成十七年九月二十日
〇五五〇三八〇〇二六	横手市介護老人保健施設老健おもり	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百七	横手市	平成十七年十月一日

秋田県告示第千十二号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条の規定に基づき、公示

する。
 平成十七年十二月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

〇五七二二二二九四三	仙北市角館居宅介護支援事業所	仙北市角館町菅沢十五の一	仙北市	平成十七年九月二十日
〇五七二二二二九五〇	仙北市田沢湖居宅介護支援事業所	仙北市田沢湖生保内字浮世坂二十番地	仙北市	平成十七年九月二十日
〇五七二二二二九三五	仙北市社会福祉協議会西木ケアマネステーション	仙北市西木町松木内字高屋百十番地二	社会福祉法人仙北市社会福祉協議会	平成十七年九月二十日
〇五七二二二二九二七	仙北市社会福祉協議会角館ケアマネステーション	仙北市角館町小勝間野五十四番地五	社会福祉法人仙北市社会福祉協議会	平成十七年九月二十日
〇五七二二二二九二七	仙北市社会福祉協議会田沢湖ケアマネステーション	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後三十九番地	社会福祉法人仙北市社会福祉協議会	平成十七年九月二十日
〇五七〇三二三四四五	横手市大森町居宅介護支援事業所	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百六	横手市	平成十七年十月一日
〇五七〇三二三四〇三	横手市増田町居宅介護支援事業所	横手市増田町増田字七日町百七十七番地	横手市	平成十七年十月一日

〇五七〇三二二三七八七	横手市社会福祉協議会十文字福祉センター指定居宅介護支援事業所	横手市十文字町梨木字御休ノ上二十九番地	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二三三四六	横手市社会福祉協議会山内福祉センター指定居宅介護支援事業所	横手市山内土淵字鶴ヶ池三十一番三	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二三三〇四	横手市社会福祉協議会大雄福祉センター指定居宅介護支援事業所	横手市大雄字大関三百十番地	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二三二八八	横手市社会福祉協議会大森福祉センター指定居宅介護支援事業所	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百六	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二三二五四	横手市社会福祉協議会雄物川福祉センター指定居宅介護支援事業所	横手市雄物川町今宿字鳴田百五十番地	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二三二一一三	横手市社会福祉協議会平寿苑指定居宅介護支援事業所	横手市平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年十月一日
〇五七〇三二二三一六三	横手市社会福祉協議会横手福祉センター指定居宅介護支援事業所	横手市四日町三番二一三三号	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年十月一日
〇五七一一三二三〇六三	象潟居宅介護支援事業所	にかほ市象潟町字浜山百二十一番地二	社会福祉法人にかほ市社会福祉協議会	平成十七年十月一日
〇五七一一三二三〇五五	にかほ居宅介護支援事業所	にかほ市平沢字八森三十一番地一 総合福祉交流センター	社会福祉法人にかほ市社会福祉協議会	平成十七年十月一日
〇五七一一三二三〇四八	金浦居宅介護支援事業所	にかほ市金浦字金浦三百二十一番地一	社会福祉法人にかほ市社会福祉協議会	平成十七年十月一日

秋田県告示第千十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条の規定に基づき、

公示する。

平成十七年十二月二日

秋田県知事 寺田典城

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
〇五七二二五二〇八一	仙北市特別養護老人ホームたざわこ清眺苑	仙北市田沢湖生保内字下高野七十二番地七十三	仙北市	平成十七年九月二十日
〇五七二二五二〇七三	仙北市特別養護老人ホームかくのだて桜苑	仙北市角館町菅沢十五の一	仙北市	平成十七年九月二十日
〇五七〇三五一四八	横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑	横手市山内土淵字鶴ヶ池三十一番の三	横手市	平成十七年十月一日
〇五七〇三五一一三〇	横手市特別養護老人ホーム憩寿園	横手市十文字町梨木字御休ノ上八百八番地	横手市	平成十七年十月一日
〇五七〇三五一一二二	横手市特別養護老人ホーム雄水苑	横手市雄物川町今宿字末館五十番地	横手市	平成十七年十月一日
〇五七〇三五一一一四	横手市特別養護老人ホーム白寿園 指定介護老人福祉施設	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二十七	横手市	平成十七年十月一日
〇五七〇三五一一〇六	横手市特別養護老人ホームシルバードームいきいきの郷	横手市増田町増田字七日町百七十七番地	横手市	平成十七年十月一日
〇五七〇三五一一〇九八	横手市社会福祉協議会特別養護老人ホーム平寿苑	横手市平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年十月一日

秋田県告示第十四号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、
 （訪問介護）

公示する。

平成十七年十二月二日

秋田県知事 寺田典城

〇五七二七二二八六七	増田町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	平鹿郡増田町増田字土肥館百七十三番地	社会福祉法人増田町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇二五六一	十文字町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	平鹿郡十文字町梨木羽場字御休の上二十九番地	社会福祉法人十文字町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇三〇七二	山内村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	平鹿郡山内村土測字鶴ヶ池三十一番地三	社会福祉法人山内村社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇三二六一	大雄村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	平鹿郡大雄村字大関三百十番地	社会福祉法人大雄村社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇三六二七	大森町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二百六	社会福祉法人大森町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇二四一三	雄物川町社会福祉協議会訪問介護事業所	平鹿郡雄物川町今宿字鳴田百五十番地	社会福祉法人雄物川町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇四〇七〇	平鹿町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	平鹿郡平鹿町浅舞字蔭沼二百八十九番地	社会福祉法人平鹿町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七〇三〇四三九四	横手市社会福祉協議会指定訪問介護サービス事業所	横手市四日町三番二十三号	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二六〇四〇九八	角館町社会福祉協議会訪問介護事業所	仙北郡角館町小勝田字野間五十四番地五	社会福祉法人角館町社会福祉協議会	平成十七年九月十九日
〇五七二六〇一八九六	田沢湖町社会福祉協議会訪問介護事業所	仙北郡田沢湖生保内字宮ノ後三十九番地	社会福祉法人田沢湖町社会福祉協議会	平成十七年九月十九日
〇五七二五〇二四〇九	仁賀保町ホームヘルプサービス事業所	由利郡仁賀保町平沢字八森三十一番一号	社会福祉法人仁賀保町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二五〇二二四四	金浦町訪問介護事業所	由利郡金浦町金浦字金浦三百二十一番地の一	社会福祉法人金浦町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃 止 年 月 日
(通所介護)				
〇五七二五〇二二二一	象潟町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	由利郡象潟町字浜山百二十一番二号	社会福祉法人象潟町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二六〇四一〇六	角館町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	仙北郡角館町小勝田字野間五十四番地五	社会福祉法人角館町社会福祉協議会	平成十七年九月十九日
〇五七二六〇四八七四	西木村社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	仙北郡西木村下松木内字高屋百十番地二	社会福祉法人西木村社会福祉協議会	平成十七年九月十九日
〇五七〇三〇四四〇二	横手市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	横手市四日町三番二十三号	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇四〇八八	平鹿町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	平鹿郡平鹿町浅舞字蔭沼二百八十九番地	社会福祉法人平鹿町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇二四二一	雄物川町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	平鹿郡雄物川町今宿字鳴田百五十番地	社会福祉法人雄物川町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇三〇八〇	山内村社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	平鹿郡山内村土淵字鶴ヶ池三十一番地三	社会福祉法人山内村社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇二五八七	十文字町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	平鹿郡十文字町梨木羽場字御休の上二十九番地	社会福祉法人十文字町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
(訪問入浴介護)				
〇五七二五〇四〇三七	象潟町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	由利郡象潟町字浜山百二十一番二号	社会福祉法人象潟町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃 止 年 月 日
〇五七二七〇四一八七	山内村特別養護老人ホーム鶴寿苑 老人デイサービスセンター	平鹿郡山内村土淵字鶴ヶ池三十一番地三	山内村	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇三八七四	大森町指定通所介護事業所	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二十七	大森町	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇五五四九	増田町デイサービスセンター	平鹿郡増田町増田字七日町百七十七番地	増田町	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇二六〇三	十文字町社会福祉協議会指定通所 介護事業所	平鹿郡十文字町梨木羽場字御休の上二十九番地	社会福祉法人十文字町社会 福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇三二八八	大雄村社会福祉協議会指定通所介 護事業所	平鹿郡大雄村字大関三百十番地	社会福祉法人大雄村社会福 祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇三〇五六	雄物川町社会福祉協議会通所介護 事業所	平鹿郡雄物川町今宿字末館四十七番二号	社会福祉法人雄物川町社会 福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇五六二二	平鹿町老人デイサービスセンター 指定通所介護事業所	平鹿郡平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	社会福祉法人平鹿町社会福 祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七〇三〇四四一〇	横手市社会福祉協議会デイサービ スセンター康寿館	横手市横手町字一の口百二番地	社会福祉法人横手市社会福 祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二六〇四四三七	田沢湖町通所介護事業所	仙北郡田沢湖町神代字野中清水二百九十二番地一	田沢湖町	平成十七年九月十九日
〇五七二六〇八一七二	田町デイサービスセンター	仙北郡角館町田町上丁三十五番地一	社会福祉法人角館町社会福 祉協議会	平成十七年九月十九日
〇五七二五〇三九〇二	仁賀保町デイサービスセンター	由利郡仁賀保町平沢字八森三十一番一号	社会福祉法人仁賀保町社会 福祉協議会	平成十七年九月三十日

(通所リハビリテーション)

(短期入所生活介護)								
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日				
〇五七二七〇四一九五	山内村特別養護老人ホーム鶴寿苑 老人短期入所施設	平鹿郡山内村土淵字鶴ヶ池三十一番地三	山内村	平成十七年九月三十日				
〇五七二七〇四二七八	十文字町特別養護老人ホーム憩寿園 老人短期入所施設	平鹿郡十文字町梨木字御休ノ上百八	十文字町	平成十七年九月三十日				
〇五七二七五〇六三六	雄物川町特別養護老人ホーム雄水苑	平鹿郡雄物川町今宿字末館五十番地	雄物川町	平成十七年九月三十日				
〇五七二七〇三八七四	指定短期入所生活介護事業所白寿園	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二百十四	大森町	平成十七年九月三十日				
〇五七二七〇五六七一	特別養護老人ホームシルバードー ムいきいきの郷短期入所生活介護事業所	平鹿郡増田町増田字七日町百七十七番地	増田町	平成十七年九月三十日				
〇五七二七〇五五八〇	平鹿町平寿苑指定短期入所生活介護事業所	平鹿郡平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	社会福祉法人平鹿町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日				
〇五七二六〇五四四二	町立かくのだて桜苑短期入所生活介護事業所	仙北郡角館町岩瀬字菅沢十五番一号	角館町	平成十七年九月十九日				
〇五七二六〇三五五三	田沢湖町短期入所生活介護事業所	仙北郡田沢湖町生保内字下高野七十二番一号	田沢湖町	平成十七年九月十九日				
〇五五二七八〇〇三五	西木村介護老人保健施設にしき園	仙北郡西木村門屋字屋敷田百	西木村	平成十七年九月十九日				
〇五五二七八〇〇二五	大森町介護老人保健施設おおもり	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二十七	大森町	平成十七年九月三十日				

(短期入所療養介護)

○五五二六八〇〇三五	西木村介護老人保健施設にしき園	仙北郡西木村門屋字屋敷田百	西木村	平成十七年九月十九日
○五七二七八〇〇二五	大森町介護老人保健施設おおもり	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二百七	大森町	平成十七年九月三十日

秋田県告示第千十五号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の廃止の届出があったので、同法第八十五条の規定に基づき、

公示する。
 平成十七年十二月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

○五七二六〇一六八〇	角館町居宅介護支援事業所	仙北郡角館町岩瀬字菅沢十五番一号	角館町	平成十七年九月十九日
○五七二六〇一三八三	田沢湖町居宅介護支援事業所	仙北郡田沢湖町生保内字宮ノ後三十番地	田沢湖町	平成十七年九月十九日
○五七二六〇一八七〇	西木村社会福祉協議会居宅介護支援事業所	仙北郡西木村下桧木内字高屋百十番地二	社会福祉法人西木村社会福祉協議会	平成十七年九月十九日
○五七二六〇一一六九	角館町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	仙北郡角館町小勝田字野間五十四番地五	社会福祉法人角館町社会福祉協議会	平成十七年九月十九日
○五七二六〇一五九九	田沢湖町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	仙北郡田沢湖町生保内字宮ノ後三十九番地	社会福祉法人田沢湖町社会福祉協議会	平成十七年九月十九日

〇五七二五〇〇一七一	象潟町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	由利郡象潟町字浜山百二十一番二号	社会福祉法人象潟町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二五〇〇二二二	金浦町居宅介護支援事業所	由利郡金浦町金浦字金浦三百二十一番地の一	社会福祉法人金浦町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二五〇〇五五一	仁賀保町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	由利郡仁賀保町平沢字八森三十一番一号	社会福祉法人仁賀保町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七〇三〇〇二五一	横手市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	横手市四日町三番一十三号	社会福祉法人横手市社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇〇七三〇	平鹿町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	平鹿郡平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	社会福祉法人平鹿町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇〇九五三	雄物川町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	平鹿郡雄物川町今宿字鳴田百五十番地	社会福祉法人雄物川町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇〇二四三	大森町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二百六	社会福祉法人大森町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇二八〇一	大雄村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	平鹿郡大雄村字大関三百十番地	社会福祉法人大雄村社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇〇八一三	山内村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	平鹿郡山内村土淵字鶴ヶ池三十一番地三	社会福祉法人山内村社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇〇五二四	十文字町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	平鹿郡十文字町梨木羽場字御休の上二十九番地	社会福祉法人十文字町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇〇八八八	増田町居宅介護支援事業所	平鹿郡増田町増田字七日町百七十七番地	増田町	平成十七年九月三十日
〇五七二七〇一三九九	大森町居宅介護支援事業所	平鹿郡大森町菅生田二百四十五番地二百六	大森町	平成十七年九月三十日

秋田県告示第千十六号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十一の規定により、次のとおり指定
 介護老人福祉施設を指定の辞退があったので、同法第九十三条の規定に基づき、公示

する。

平成十七年十二月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定辞退年月日
〇五七二六五〇五二一	町立かくのたて桜苑	仙北郡角館町岩瀬字菅沢十五番一号	角館町	平成十七年九月十九日
〇五七二六五〇五五四	田沢湖町特別養護老人ホーム清眺苑	仙北郡田沢湖生保内字下高野七十二番一号	田沢湖町	平成十七年九月十九日
〇五七二七五〇六六九	山内村特別養護老人ホーム鶴寿苑	平鹿郡山内村土測字鶴ヶ池三十一番地三	山内村	平成十七年九月三十日
〇五七二七五〇六五一	十文字町特別養護老人ホーム憩寿園	平鹿郡十文字町梨木羽場字御休ノ上百八	十文字町	平成十七年九月三十日
〇五七二七五〇六三六	雄物川町特別養護老人ホーム雄水苑	平鹿郡雄物川町今宿字末館五十番地	雄物川町	平成十七年九月三十日
〇五七二七五〇六四四	大森町特別養護老人ホーム白寿園	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二十七	大森町	平成十七年九月三十日
〇五七二七五〇六二八	増田町特別養護老人ホームシルバードームいきいきの郷	平鹿郡増田町増田字七日町百七十七番地	増田町	平成十七年九月三十日
〇五七二七五〇七九二	特別養護老人ホーム平寿苑	平鹿郡平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	社会福祉法人平鹿町社会福祉協議会	平成十七年九月三十日

秋田県告示第千十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（第八条第四項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請について次のとおり告示し、

当該申請に係る申請書及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「申請書等」という。）を縦覧に供する。

なお、同条第六項の規定により、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を知事に提出することができる。
平成十七年十二月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (一) 名称 ユナイテッド計画株式会社
- (二) 住所 潟上市昭和豊川槻木字槻十三番地の一
- (三) 代表者の氏名 代表取締役 平 野 久 貴
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
潟上市昭和豊川槻木字苗取沢四十九番地外
- 三 一般廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
溶融固化物、飛灰を処理したもの及び焼却残さ(これらの廃棄物のうち特別管理一般廃棄物であるものを除く。)
- 五 申請年月日 平成十七年十一月七日
- 六 申請書等の縦覧の場所、期間及び時間
(一) 縦覧場所
1 潟上市昭和乱橋字古開百七十二番地の一 秋田県秋田地域振興局福祉環境部
2 潟上市飯田川下虻川字八ツ口七十番地 潟上市市民生活部生活環境課
3 秋田市寺内蛭根三丁目二十四番三号 秋田市環境部廃棄物対策課
(二) 縦覧期間 平成十七年十二月二日から平成十八年一月四日まで
(三) 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで
七 意見書の提出期限及び提出先
(一) 提出期限 平成十八年一月十八日
(二) 提出先 六(一)に同じ。

秋田県告示第千十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の二の五第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請について次のとおり告示し、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設に係る変更を行うことが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類(以下、「申請書等」という。)を縦覧に供する。

なお、同法第十五条の二の五第二項において準用する同法第十五条の第六項の規定

により、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を知事に提出することができる。
平成十七年十二月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (一) 名称 ユナイテッド計画株式会社
- (二) 住所 潟上市昭和豊川槻木字槻十三番地の一
- (三) 代表者の氏名 代表取締役 平 野 久 貴
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
潟上市昭和豊川槻木字苗取沢四十九番地外
- 三 産業廃棄物処理施設の種類の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第七条第十四号八に規定する産業廃棄物の最終処分場
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん及び令第二条第十三号に規定する廃棄物(これらの廃棄物のうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 五 申請年月日 平成十七年十一月七日
- 六 申請書等の縦覧の場所、期間及び時間
(一) 縦覧場所
1 潟上市昭和乱橋字古開百七十二番地の一 秋田県秋田地域振興局福祉環境部
2 潟上市飯田川下虻川字八ツ口七十番地 潟上市市民生活部生活環境課
3 秋田市寺内蛭根三丁目二十四番三号 秋田市環境部廃棄物対策課
(二) 縦覧期間 平成十七年十二月二日から平成十八年一月四日まで
(三) 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで
七 意見書の提出期限及び提出先
(一) 提出期限 平成十八年一月十八日
(二) 提出先 六(一)に同じ。

秋田県告示第千十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ

いて意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。
平成十七年十二月二日

一 届出事項の概要

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ矢島店

由利本荘市矢島町元町字間木百二十三番地

(三) 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者

ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

代表取締役 反 田 悦 生

株式会社 ツルハ

北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十一号

代表取締役 鶴 羽 樹

(2) 大規模小売店舗の所在地

ア 変更前 由利郡矢島町元町字間木百二十三番地

イ 変更後 由利本荘市矢島町元町字間木百二十三番地

(四) 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者

平成十八年七月十六日

(2) 住所変更

平成十七年三月二十二日

(五) 変更する理由

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者

(2) 小売業者の新規出店のため

(2) 住所変更

市町村合併による居住表示の変更のため

二 届出年月日

平成十七年十一月十五日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課

(二) 縦覧期間

平成十七年十二月二日から平成十八年四月二日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見書を述べる者の氏名及び住所

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三)(二)(一) 意見を述べる理由

秋田県告示第千二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十七年十二月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ矢島店

由利本荘市矢島町元町字間木百二十三番地

(三) 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

ア 変更前 千八百九十四平方メートル

イ 変更後 二千六百三十一平方メートル

(2) 駐車場の収容台数

- ア 変更前 百三十七台
- イ 変更後 百二十五台
- (3) 駐輪場の収容台数
 - ア 変更前 五十台
 - イ 変更後 七十台
- (4) 荷さばき施設の面積
 - ア 変更前 二百平方メートル
 - イ 変更後 二百三十二平方メートル
- (5) 廃棄物等保管施設の容量
 - ア 変更前 四十四・五〇立方メートル
 - イ 変更後 四十八・一三立方メートル
- (6) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前
 - マックスバリュ東北株式会社
 - 開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後十一時
 - 変更後
 - イ 変更後
 - マックスバリュ東北株式会社
 - 開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後十一時
 - 株式会社ツルハ
 - 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
- (四) 変更する年月日
 - 平成十八年七月十六日
- (五) 変更する理由
 - 株式会社ツルハが新規出店するため
- 二 届出年月日
 - 平成十七年十一月十五日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (一) 縦覧場所
 - 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 - 由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課
 - (二) 縦覧期間
 - 平成十七年十二月二日から平成十八年四月二日まで
- 四 意見書の提出先
 - 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第千二十一号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十七年十二月二日

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	本荘西仙北角館	大仙市土川字小杉山沢ノ内開田山一番地六地先から字小杉山三二番まで

- 二 供用開始の期日 平成十七年十二月二日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場 所 建設交通部道路課
 - (二) 期 間 平成十七年十二月二日から同月十五日まで

秋田県告示第千二十二号
 宅地建物取引業法施行規則(昭和三十三年建設省令第十二号)第五条の二第一項の規定により、宅地建物取引業者名簿閲覧所を設けたので、同条第一項の規定に基づき、その場所を次のとおり告示する。
 平成十七年十二月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

課 所 名	住 所	宅地建物取引業者名簿閲覧所の場所
秋田県建設交通部建築住宅課	秋田市山王四丁目一番一号	閲覧することができ る名簿等の範囲
秋田県鹿角地域振興局建設部	鹿角市花輪字六月田一番地	

鹿角市 鹿角郡

建築課	秋田県北秋田地域振興局建設部建築課	北秋田市鷹巣字東中代七十六番地の一	大館市 北秋田市
建築課	秋田県山本地域振興局建設部建築課	能代市御指南町一番十号	能代市 山本郡
建築課	秋田県秋田地域振興局建設部建築課	秋田市山王四丁目一番二号	秋田市 男鹿市 湯上市 南秋田郡
建築課	秋田県由利地域振興局建設部建築課	由利本荘市水林三百六十六番地	由利本荘市 にかほ市
建築課	秋田県仙北地域振興局建設部建築課	大仙市大曲上栄町十三番六十二号	大仙市 仙北市
建築課	秋田県平鹿地域振興局建設部建築課	横手市旭川一丁目三番四十一号	横手市
建築課	秋田県雄勝地域振興局建設部建築課	湯沢市千石町二丁目一番十号	湯沢市 雄勝郡

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十八号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十七年十二月二日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

- 一 日時 平成十七年十二月五日 午前十時四十分
- 二 場所 教育委員会委員室

三 案件

- (一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告
- (二) 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見

(三) その他

そ の 他

平成十七年十月十六日に実施した宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第十六条の二第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十七年度宅地建物取引主任者資格試験の結果次の者が合格したので、公告する。

合格者は五十問中三十三問以上正解の者とする。ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により試験の一部を免除された者は四十五問中二十八問以上正解の者とする。

試験問題の正解番号は別表のとおりである。

平成十七年十二月二日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 三澤 眞

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
〇五〇一〇〇〇九	斉藤 秀一	〇五〇一〇二二二	中川 美保子
〇五〇一〇〇一一	関東 俊明	〇五〇一〇二二三	船尾 教司
〇五〇一〇〇一四	島田 真佐一	〇五〇一〇二二九	小野 雅志
〇五〇一〇〇三九	高橋 岩雄	〇五〇一〇二三〇	須田 陽子
〇五〇一〇〇四七	鈴木 美生子	〇五〇一〇二三四	東海林 武志
〇五〇一〇〇五五	柏木 裕紀	〇五〇一〇二三六	遠藤 信浩
〇五〇一〇〇七四	木村 和昭	〇五〇一〇二三七	塚本 香織
〇五〇一〇〇七七	佐藤 千緒美	〇五〇一〇二六三	北島 昌未
〇五〇一〇〇八九	仲野 裕子	〇五〇一〇二七五	松木 久幸
〇五〇一〇〇九二	安部 直樹	〇五〇一〇二九九	今野 篤
〇五〇一〇〇九三	佐藤 猛	〇五〇一〇三〇〇	山田 志紀子
〇五〇一〇〇九四	竹谷 和夫	〇五〇一〇三〇八	鈴木 富美子
〇五〇一〇〇一〇	佐々木 町子	〇五〇一〇三一〇	山田 志紀子
〇五〇一〇〇二二	佐藤 弥	〇五〇一〇三一三	岡部 隆之
〇五〇一〇〇二四	工藤 まみ	〇五〇一〇三二〇	斉藤 隆之
〇五〇一〇〇二五	武田 奈津子	〇五〇一〇三二九	北嶋 ひろみ
〇五〇一〇〇二七	後藤 真紀子	〇五〇一〇三三八	戸田 加奈子
〇五〇一〇〇二八	佐藤 真由美	〇五〇一〇三四八	菅原 由夏
〇五〇一〇〇二九	杉本 祥子	〇五〇一〇三六〇	竹村 由夏
〇五〇一〇〇二八	本間 大輔	〇五〇一〇三六七	工藤 香代子
〇五〇一〇〇二五	太田 秀之	〇五〇一〇三六九	高橋 良延

